

第 382 回静岡地方最低賃金審議会

議事要旨

開催日時	令和 4 年 8 月 9 日（火） 10 時 00 分から 10 時 40 分まで		
開催場所	静岡県産業経済会館		
出席状況	公益を代表する委員	出席 5 名	定数 5 名
	労働者を代表する委員	出席 5 名	定数 5 名
	使用者を代表する委員	出席 5 名	定数 5 名
議題	1 静岡県最低賃金の改正決定について 2 特定最低賃金改正決定等の必要性の有無について 3 特定最低賃金の改正決定について（諮問） 4 その他		
議事要旨	本会議は、 公開・非公開		
<p>1 静岡県最低賃金の改正決定について</p> <p>静岡県最低賃金専門部会における「静岡県最低賃金を現行の 913 円から 31 円引き上げて、944 円とする。発効日は法定発効とする。」との結論について、本審議会で採決したところ、会長を除く出席委員 14 名中、賛成 9 名、反対 5 名であったため、同専門部会報告内容が本審議会の結論となり、同報告内容どおりの答申がなされた。</p> <p>これにより、本日、答申内容について意見公示し、令和 4 年 8 月 24 日まで異議の受付を行う旨事務局より説明があった。</p> <p>2 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について</p> <p>次の 4 件の特定最低賃金に係る改正決定の必要性の有無について審議された結果、については労使委員の意見が分かれたため、「」については小委員会を設置して継続審議とし、～ については必要性を認める」公益委員案が提示され、全会一致で了承された。～ の 3 件について必要性を認める答申がなされた。</p> <p>静岡県タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業最低賃金</p> <p>静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金</p> <p>静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金</p> <p>静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金</p> <p>小委員会は、令和 4 年 8 月 23 日に開催することとした。</p> <p>3 特定最低賃金の改正決定について（諮問）</p> <p>上記 2 のとおり答申があった 3 件の特定最低賃金の改正決定について、静岡労働局長が諮問を行った。</p> <p>これにより、各特定最低賃金専門部会を設置することとなり、本日、各専門部会の委員の推薦公示と関係者の意見公示を行う旨事務局より説明があった。</p>			